

## 富山大学研究不正防止対応計画書

(平成27年 4月 1日)

(平成27年10月27日改定)

(平成30年6月7日改定)

富山大学研究不正防止対策推進室

### 【目的】

第1 この計画は、富山大学（以下「本学」という。）が研究活動における不正行為及び研究費の不正使用（以下「研究不正」という。）の防止対策として取り組むための必要な事項を定め、もって、本学における研究不正の防止を図ることを目的とする。

### 【定義】

第2 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究者 富山大学の研究活動における不正防止に関する規則（以下「研究活動不正防止規則」という。）第2条第1項に規定する研究者（ただし、過去に携わっていた者を除く。）をいう。
- (2) 研究活動における不正行為 研究活動不正防止規則第2条第3項に規定する研究活動における不正行為をいう。
- (3) 研究費 運営費交付金、寄附金、受託研究費、共同研究費、受託事業費、科学研究費助成事業、研究拠点形成費補助金及びその他補助金・助成金等による研究のために使用する全ての経費をいう。
- (4) 部局 国立大学法人富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則第2条第2項に規定する部局をいう。
- (5) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。
- (6) 研究倫理教育 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。

### 【責任体系】

- 第3 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、研究活動及び研究費の運営・管理について、最終責任を負う。
- 2 国立大学法人富山大学研究不正防止対策推進室規則第3条第1項の学長が指名した理事（以下「担当理事」という。）は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究不正防止について統括する実質的な責任と権限を有する。
  - 3 部局の長は、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者として、部局における研究費の運営・管理及び研究倫理教育の着実な実施について実質的な責任と権限を持つ。
  - 4 部局の長は、コンプライアンス推進責任者の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。なお、コンプライアンス副責任者の配置については、国立大学法人富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則の定めるところによる。
  - 5 研究費の運営・管理については、国立大学法人富山大学会計規程等の会計関係規則に定めるところによる。

### 【最高管理責任者の責務】

- 第4 最高管理責任者は、研究不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、研究不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び富山大学研究不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）に対し、必要に応じて命令を発する。

#### 【統括管理責任者の責務】

- 第5 統括管理責任者は、推進室の責任者として、必要な体制を整備する。

#### 【コンプライアンス推進責任者の責務】

- 第6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。
- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における次の(2)及び(3)の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、部局に所属する研究者に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 部局に所属する研究者が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### 【研究倫理教育責任者の責務】

- 第7 自己の管理監督又は指導する部局における研究者を対象に研究倫理教育を実施し、統括管理責任者へ報告する。

#### 【推進室の責務】

- 第8 推進室は、この計画の策定及び実施を担当し、室長がその責任を負う。
- 2 推進室は、この計画を具体的に実施するために、「富山大学研究不正防止対応計画書個別詳細実施計画」（以下「個別詳細実施計画」という。）を策定し、全学的な協力の下に連携し、実行する。

#### 【職員の遵守事項】

- 第9 職員（本学に所属する役員及び職員をいう。以下同じ。）は、「国立大学法人富山大学職員就業規則」、「国立大学法人富山大学契約職員就業規則」、「国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則」、「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」、「国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則」及び「国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則」、「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」及び「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」に定める遵守事項並びに倫理行動基準を遵守する。
- 2 研究者は、「富山大学研究者倫理・行動規範」を遵守する。

#### 【コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関する事項】

- 第10 研究費の不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催等により、研究者を含む研究費の運営・管理に関わる全ての職員の意識向上を図る。また、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。
- 2 研究者の研究活動における不正行為を防止するため、定期的に研究倫理教育を行い意識向上を図る。

#### 【相談窓口に関する事項】

- 第11 本学に、競争的資金の公募に関すること及び研究費の執行ルール等に関して、学内外からの相談及び問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、業務内容別に各キャンパスで担当している課（チーム）とし、別途公表する。

**【通報に関する事項】**

第12 職員は、本学において研究不正の事実又は研究不正が行われる恐れがあることを知り得た場合は、直ちに、国立大学法人富山大学倫理ヘルプライン規則第2条第2項に定める通報窓口である富山大学倫理室又は学外の法律事務所に通報する。

2 通報に係る取扱いは、研究活動不正防止規則の定めるところによる。

**【公表に関する事項】**

第13 推進室は、本学の研究不正防止への取組について、外部に公表する。

**【監査部門との連携に関する事項】**

第14 推進室は、相談窓口に寄せられた相談内容等を参考に、研究費の不正使用が発生しないように、研究費の管理・運営について監査部門と連携し、監査基準やヒアリング方法など監査実施計画の作成等を行う。

**【研究不正の事案が発生した場合の対応】**

第15 推進室は、本学において研究不正の事案が発生した場合は、直ちに、当該事案の発生要因を検証する。

2 前項の発生要因が本学のルールや管理体制等に問題がある場合は、ルールの改正及び管理体制の強化など必要な措置を講じる。

**【その他】**

第16 この計画書に定めるもののほか、本学において研究不正の防止対策について、必要な事項が生じた場合は、推進室において処理する。